

廃棄物海洋投入処分許可申請書

銚 漁 第 664 号
令和 7 年 3 月 10 日

環境大臣 浅尾 慶一郎 殿

申請者

住 所 千葉県銚子市川口町 2-6528-3

氏 名 千葉県銚子漁港事務所長 土屋 健夫

(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所)

第 10 条の 6 第 1 項 船 舶
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ~~第 18 条の 2 第 1 項~~ の規定により、~~海洋施設~~ からの
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：片貝漁港における港内浚渫によって発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。 (詳細は別紙－1 のとおり)
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処 分に関する実施計画 に係る事項	廃棄物の海洋投入処分 をしようとする期間	2025 年許可発給日～2030 年 月 日 (5 年間)
	海洋投入処分をしよう とする廃棄物の数量	体積量 285,471 m ³
	単位期間において海洋 投入処分をしようとする 廃棄物の数量	2025 年許可発給日～翌年の許可日の前日 52,094m ³ 2026 年 月 日～2027 年 月 日 52,094m ³ 2027 年 月 日～2028 年 月 日 52,094m ³ 2028 年 月 日～2029 年 月 日 64,594m ³ 2029 年 月 日～2030 年 月 日 64,595m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に定める別表中欄に基づく IV 海域のうち、 北緯 35° 30' 28"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 29' 35" 北緯 35° 30' 05"、東経 140° 29' 49" 北緯 35° 30' 16"、東経 140° 30' 03" 以上の 4 点に囲まれた矩形の海域。 (詳細は別紙－2 のとおり)
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成 17 年環境省令第 28 号)第 6 条第 1 項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 (詳細は別紙－3 のとおり)
△廃棄物の排出海域の 汚染状況の監視に関 する計画に係る事項	監視の方法	別紙－4 のとおり
	監視の頻度	別紙－4 のとおり

備考

1 ※の欄には記入しないこと。

2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

